

Face 顔

青年部との出会い

4月に商工会青年部の部長に就任した遠藤恭三さん。遠藤さんが商工会青年部に加わったきっかけは、8年前に遠藤さんが勤める会社の営業所が板倉町に移転したことがきっかけです。町のために何かやりたいという思いで青年部に入りました。

商工会青年部の部員は現在25名。町内の商工業者の若手経営者や後継者が主なメンバーです。遠藤さんにとつて板倉町は生まれ育った土地ではなかったため戸惑いもありましたが、青年部の皆さんと一緒活動をしていくうちに、熱い話をするのができたりして徐々に活動が楽しくなってきたそうです。

今までの商工会青年部活動

では、町内外を問わず、さまざまな異業種のかたがたと知り合う機会が増えたこと。婚活委員のリーダーとして婚活イベントに第1回目から携わっていたので、カップルが成婚してくれたこと。そして、成婚したカップルに子どもができたことが特に印象深い活動と話してくれました。

青年部長に就任して

青年部が4年前から作成しているオリジナルTシャツは普及してきたようですが、更



Profile

えんどう・きょうぞう / 株式会社専務取締役を務める。4月から板倉町商工会青年部長に就任し、青年部の先頭に立つてさまざまな事業を通じ、町の活性化のために活躍中。

商工会青年部の活動を通じて町の活性化を目指します！

遠藤 恭三さん



に定着をするために毎年続けているという考えです。今年にはTシャツの生地の色で要望が多かった黒い色を採用。また、群馬県の中で板倉町の場所が一目で分かる絵柄をこれからも大事にしていきたいと話してくれました。

みこしをリニューアル

今年の板倉まつりで商工会が担ぐみこしのリニューアルを計画とのこと。「町の人親しみやすく担ぎやすいみこしにしようと考えているの

で、今年の板倉まつりを楽しみにしていてください」と笑顔で話してくれました。

婚活を通じて町の活性化

婚活イベントは実行委員会制に変更して、町の各方面のいろいろななかたや団体が関わっていただけるような形で実施していく予定です。遠藤さんは、「婚活イベントの詳細が決まったら、応募資格のある皆さんはぜひ参加してください。婚活で結婚するかなが増えれば、やがて子ども

ができるはず。そうやって町の人口が増えていけば、町の商工業も発展していきます。それはきつと板倉町全体の発展にもつながっていくはず」と抱負を語ってくれました。

遠藤部長のこれからの活躍に期待しましょう。

■レポーター
広報編集委員
新井 かほる



はやし 良洋
教授

東洋大学 食環境科学部
健康栄養学科



■主な研究テーマ
・食品の酸化能の解明と利用

微生物酵素が生み出すバイオテクノロジー

今年4月、食環境科学部が板倉キャンパスに新設されました。農林水産省、(株)農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所長を経て、食環境科学部の学部長に就任された林教授は、微生物酵素を専門に研究されています。

林教授が在籍された食品総合研究所は、代表的なものとして、津村信蔵氏による砂糖に代わる異性化糖（ブドウ糖の一部を果糖にかえた混合溶液）の開発や春見隆文氏によるブドウ糖発酵甘味料（ノンカロリー甘味料）「エリスリトール」の開発など、微生物酵素を使った分野の研究で世界をリードしてきました。これらは、現在多くの清涼飲料に利用されています。

これからの時代「食による予防で健康保持」

活性酸素が、がんや動脈硬化をはじめとする数々の病気の原因の一つになることが、近年分かってきました。一方、野菜や果物などには、活性酸素を消去する多数の抗酸化物質が含まれています。健康維持のため、抗酸化物質を毎日どれくらいとる必要があるのか、まだよく分かっていませんが、酸化能の測定が普及すれば、医療行為と結びつき、画期的な成果が得られる可能性があるそうです。

また、林教授は「環境・設備の整った板倉キャンパスを理系学部の拠点として、多くの優秀な管理栄養士・栄養士を育て、世に送り出したい」と今後の抱負を語ってくれました。

■レポーター 広報編集委員 田部井 治

現代社会で注目される食と健康



はがき・電話・FAX・Eメールでのご意見、ご質問、ご感想など「みんなの声」をお待ちしています！

Q 不審な電話に
対応する方法は？

突然知らない業者から「注文のあった健康食品を代金引換で送る」と電話がありました。「注文した覚えはありません」と答えると「確かに注文している。支払わないと訴える。注文を受けた時の録音もある」など、とても強引な口調で言われたのですが、断り続けてなんとか電話を切ることができました。まだ商品は届いていませんが、このような時はどうすればよいでしょうか。

(匿名希望)

A 消費生活センター
にご相談ください

健康食品の電話勧誘販売で、「断ったにもかかわらず商品が送られてきた」または

「買うとは言っていないのに商品が届いてしまった」などという悪質商法の手口が急増しています。

消費者が承諾していないにもかかわらず、一方的に商品を送りつけられた場合、代金を支払う義務はありません。また、商品を受け取る必要もありません。

業者は「以前申込みがあった」などと消費者の記憶の曖昧さにつけ込み、「裁判をして損害賠償請求する」などと消費者に不安を与え、購入させようとします。

勧誘されても必要なければはつきりと断りましょう。業者名や連絡先を確認しておくことも大切です。また、商品が届いてしまっても、安易に受け取るとはせず、配達伝票を確認し、送り元の住所や連絡先などを控えておきましょう。

断りきれずに承諾し、商品が届いてしまっても、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、板倉町消費生活センターにご相談ください。

問合せ 消費生活センター
82-17830 (なやみなし)